2　第一種公衆電話機又は第二種公衆電話機から発信するもの	(1)　市内通信			
	(2)　離島特例通信			
	小　計			
合　計				

注　当該年度において、接続料規則第22条に規定する精算が行われた場合には、２の項の第８条第２項に掲げるものの額（電気通信設備の接続に関する負担額に限る。）の欄について、当該精算に係るものも含めて記載すること。

別表第４（第13条関係）

第１

［第１表　略］

［削る］

第２表

［表略］

［注　略］

第３表

［表略］

別表第４（第13条関係）

第１

［第１表　同左］

第２表

通信量記録

施行規則第14条第１号ロ及び第２号ロに規定する基礎的電気通信役務のうち同一の都道府県内における単位料金区域別通信量

年度分

発信側端末の帰属する単位料金区域	着信側端末の帰属する単位料金区域	同一中継区域内単位料金区域間加入電話自動通話通信回数	同一中継区域内単位料金区域間公衆電話自動通話通信回数	同一中継区域内単位料金区域間デジタル公衆電話自動通話通信回数	同一中継区域内単位料金区域間加入電話自動通話通信時間	同一中継区域内単位料金区域間公衆電話自動通話通信時間	同一中継区域内単位料金区域間デジタル公衆電話自動通話通信時間

注１　音声伝送役務（加入電話、公衆電話、総合デジタル通信サービス及びその他の役務（網使用料及び業務委託））について記録すること。

２　各欄には、通信回数は1,000回、通信時間は1,000時間を単位として記録すること。

３　同一都道府県内通信について、離島に関する通信料金の特例措置対象のある単位料金区域間のみ記録すること。

第３表

［表同左］

［注　同左］

第４表

［表同左］